

## 平成26年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成26年6月5日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 報告第3号 専決処分の報告について(スクールバスによる受傷事故に係る損害賠償)  
日程第5 報告第4号 平成25年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書について  
日程第6 報告第5号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類について  
日程第7 議案第34号 本巢市税条例の一部を改正する条例について  
日程第8 議案第35号 中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例について  
日程第9 議案第36号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について  
日程第10 議案第37号 物品売買契約の締結について(情報システム機器)  
日程第11 議案第38号 平成26年度本巢市一般会計補正予算(第1号)について  
日程第12 請願第1号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願について  
日程第13 議員派遣について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

---

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長 藤原 勉                      副市長 石川博紀

教 育 長	白 木 裕 治	総 務 部 長	神 谷 義 幸
企 画 部 長	大 野 一 彦	市 民 環 境 部 長	片 岡 俊 明
健 康 福 祉 部 長	林 正 男	産 業 建 設 部 長	大 熊 秀 敏
林 政 部 参 事 兼 部 長 心 得 兼 根 尾 総 合 支 所 長 心 得	小 野 島 広 人	上 下 水 道 部 長	杉 山 敏 郎
教 育 委 員 会 事 務 局 長	岡 崎 誠	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 瀬 敏 勝

---

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	安 藤 正 和	議 会 書 記	杉 山 昭 彦
議 会 書 記	山 本 憲		

---

## 開会の宣告

### ○議長（若原敏郎君）

ただいまから平成26年第3回本巢市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号6番 臼井悦子君と7番 高田文一君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

### ○議長（若原敏郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの22日間とし、6月6日から8日、10日から16日、19日から25日までを休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの22日間とし、6月6日から8日、10日から16日、19日から25日までを休会とすることに決定しました。

---

## 日程第3 諸般の報告

### ○議長（若原敏郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告します。

それでは、出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

5月23日、中濃十市議会議長会議が美濃市で開催され、安藤副議長とともに出席しました。

会務報告の後、平成25年度決算について並びに平成26年度予算についての議案審議がなされ、原案のとおり承認されました。

次に、役員を選任が行われ、会長には関市議会議長、副会長には羽島市議会議長、幹事には美濃市議会議長が選任されました。

続いて、美濃加茂市から介護予防対策の一層の充実を求める意見書の提案があり、原案のとおり採決されました。

なお、次期開催は美濃加茂市に決定されました。

次に、5月28日、第90回全国市議会議長会定期総会が東京都内の日比谷公会堂で開催され、出席しましたので報告します。

初めに永年在職議員表彰があり、本巣市議会は、10年以上表彰で道下和茂議員、安藤重夫議員及び高橋勝美議員が表彰されました。

続いて、一般事務及び会計についての報告、7つの委員会からの報告を受けた後、部会提出議案25件、会長提出議案2件の議案審議が行われ、全議案可決されました。

次に、5月29日、市議会議員共済会第108回代議員会が東京都内の都市センターホテルで開催されました。

事務報告の後、平成25年度決算が審議され、原案のとおり承認されました。

なお、翌日5月30日、皇居内豊明殿において天皇陛下の拝謁があり、出席をいたしました。以上、報告いたします。

なお、総会等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになつてください。以上です。

次に、文教福祉委員会の報告を委員長にお願いいたします。

文教福祉委員会委員長 黒田芳弘君。

#### ○文教福祉委員会委員長（黒田芳弘君）

それでは、文教福祉委員会から報告をさせていただきます。

5月22日午前10時から、本庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には委員6名と議長が出席し、継続審査となっております請願第1号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願についての審査を行いました。審査の経過と結果につきましては、後ほど、請願第1号が議題となった際、報告をいたします。

以上、文教福祉委員会の報告とさせていただきます。

#### ○議長（若原敏郎君）

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 鵜飼静雄君。

#### ○議会だより編集特別委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をします。

議会だよりの編集に当たり、今回は5月8日、27日の計2回、委員会を開催いたしました。

これは議会だよりの内容をよりよくするために、今後の掲載記事の内容あるいは表記方法等について検討しました。特に、一般質問の掲載の仕方について一定の方向づけをいたしましたので、この内容につきましては9日に皆さんにお示しをしたいと考えております。

今回の議会だよりについては、平成26年、ことしの8月1日発行予定で、5月の臨時会及び本定例会の内容を主なものとして発行いたします。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告とします。

○議長（若原敏郎君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、東海環状自動車道西回りルート of 整備状況につきまして御報告を申し上げます。

東海環状自動車道西回りルートにつきましては、国の本年度予算におきまして、関広見インターチェンジから養老インターチェンジ間の整備に277億円が盛り込まれ、東京オリンピックが開催されます2020年の全線開通に向けて、各整備促進協議会において、国・県に対して積極的な要望活動を進めているところでございます。

現在、本巢市内の状況につきましては、平成25年度末の時点で市内の全地権者348名のうち192名の皆様との補償を含めた契約が完了し、地権者数の割合にいたしまして55.1%、取得面積では62.8%となっております。今後の予定といたしましては、引き続き用地取得の手続が進められますとともに、既に詳細設計業務が行われております区域から順次本体工事が始まる予定で、本市におきましても秋以降に本体工事の着工が行われる予定でございます。

また、早期整備を促進するため、5月23日には古田肇岐阜県知事に同行させていただき、関係3市町の首長と一緒に太田昭宏国土交通大臣に対し、2020年の全線開通に向けた事業工程を考慮し、本年度の補正予算対応も含め、必要な事業費の確保と事業の強力な推進などの要望を行っていたところでもございます。

いずれにいたしましても、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き市として協力体制を整え、整備推進に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、本巢市土地開発公社経営健全化対策につきまして御報告を申し上げます。

土地開発公社の経営健全化対策につきましては、昨年12月定例会の行政報告におきまして御報告いたしておるところでもございますが、その後の経過につきまして御報告を申し上げます。

市の土地開発公社が保有しております土地のうち、屋井工業団地の分譲状況につきましては、第4区画のハビックス株式会社及び第5区画の株式会社秋田屋本店は既に操業を行っているところであります。

また、第2区画及び第3区画につきましては、平成26年1月に森松工業株式会社に土地の引き渡しを行い、第6区画につきましては2分割して売買することを報告させていただいておりましたが、分割した1区画につきましては平成25年11月、残る1区画につきましても平成26年5月に、いずれも株式会社ギフ加藤製作所に土地の引き渡しを行ったところでございます。この結果、分譲区画全6区画中5区画の分譲が完了し、残りは1区画となっておりますところでございます。

また、モレラ岐阜北側の土地につきましては、平成25年度に県道の街路事業に伴い、市が土地の一部について買い戻しを行ったところでございますが、平成26年度には、給食センターに隣接した用地で市道として利用しております用地につきましても、市が買い戻す計画にいたしております。

このように、屋井工業団地の5区画分の分譲完了及びモレラ北の市道等用地の買い戻しが行われますと、昨年6月、国の指針により、土地開発公社経営健全化計画を策定しなければならない公社として位置づけられました判断基準比率、すなわち標準財政規模に占める保有期間が5年以上の対象土地の簿価総額比率が0.26から0.10まで減少をいたしまして、経営健全化計画策定の対象となります0.2を下回り、大幅な改善となる見込みでございます。今後も、引き続き土地開発公社の健全化に関する計画に基づき、屋井工業団地の残り1区画の早期分譲及び公有地の公社からの早期買い戻しができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、根尾地域の幼稚園整備について御報告申し上げます。

根尾地域で、長年幼児保育を担われてきました精華保育園が平成26年度末をもって閉園されることを受けまして、市が直接幼稚園を整備し運営を行うこととし、5月臨時議会において、旧高尾小学校を改修し、(仮称)根尾幼稚園を整備することを御報告を申し上げたところでございます。

根尾幼稚園の整備内容につきましては、保育室2室、未満児室1室、遊戯室、プール等を備えた延べ床面積約550平方メートルの施設とさせていただく計画で、今定例会の一般会計補正予算に整備費を計上させていただいております。工期等は8月に設計業務、11月に工事を発注し、来年3月の完成を目指してまいります。

また、現在トレーニング施設として利用されておりますさわやかセンター高尾は廃止とさせていただき、トレーニング機器を根尾診療所に移設し、健康増進のためのトレーニングルームとして利用していただけるよう計画をしてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長(若原敏郎君)

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報告第3号(上程・説明)

○議長(若原敏郎君)

日程第4、報告第3号 専決処分の報告について(スクールバスによる受傷事故に係る損害賠償)を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長(藤原 勉君)

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第3号 専決処分の報告について。

スクールバスによる受傷事故に係る損害賠償についてでございます。

平成26年1月20日に木知原地内において発生いたしましたスクールバスによる受傷事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償金を2名の方に対し合計8万9,074円と決定し、和解する専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定により、これを報告させ

ていただくものでございます。

なお、損害賠償金につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応するものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長から御説明を申し上げます。

**○議長（若原敏郎君）**

報告第3号の補足説明を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

**○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）**

それでは、報告第3号の専決処分につきまして、御説明をいたします。

外山小学校スクールバスの交通事故の内容でございます。

事故の概要でございますが、平成26年1月20日午後3時18分ごろ、下校する外山小学校児童6名を乗せたスクールバスが木知原地内市道3014号線を河内方面から木知原駅方面に走行中、小動物らしきものが道路左側から飛び出してきたため、急ブレーキを踏むと同時に右にハンドルを切り、回避行動をとったものの、道路左側の設置してあるガードレールに車両右側が衝突したものでございます。この際、スクールバスに同乗しておりました児童6名のうち、1名が前席の背もたれに顔を打ちつけ負傷したため病院で診察、その後もう1人の児童についても、事故による後遺症が心配されたため病院で診察をされたものでございます。

和解の相手方につきましては、児童2名の親権者であります本巢市木知原357番地1、父の小松竜也様、母、絵里様と、本巢市木知原273番地、父の林英樹様、母の由美枝様でございます。

和解の内容について御説明を申し上げます。

損害賠償の額といたしましては、小松様が6万1,691円。林様が2万7,383円でございます。市及び相手方は本件事故に関しまして、その何ら債務債権がないことを確認し、合意したものでございます。この損害賠償金額につきましては、全国自治協会自動車損害共済により対応をするものでございます。以上でございます。

**○議長（若原敏郎君）**

報告第3号 専決処分の報告について（スクールバスによる受傷事故に係る損害賠償）は以上で報告を終わります。

---

**日程第5 報告第4号（上程・説明）**

**○議長（若原敏郎君）**

日程第5、報告第4号 平成25年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第4号 平成25年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告させていただくものでございます。

詳細につきましては企画部長から御説明を申し上げます。

**○議長（若原敏郎君）**

報告第4号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

**○企画部長（大野一彦君）**

それでは、報告第4号 平成25年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお開きを願います。

3月の議会定例会におきまして、繰越明許費の設定につきまして御議決をいただいておりますが、設定をいたしました6つの事業につきまして、それぞれの繰越額及びその財源が確定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、繰越明許費繰越計算書を調製をし、御報告をさせていただくものでございます。

繰越事業の内容とその理由につきましては、3月の定例会で御説明をさせていただいておりますが、いずれの事業につきましても、年度内の完了が困難となり繰越をさせていただいたものでございます。

それぞれの事業名の右側に金額の欄がございますが、この金額につきましては、3月の定例会におきまして繰越の限度額として設定をさせていただいた額でございます。その右側の翌年度繰越額につきましては、実際に平成26年度に繰り越しをいたします額でございます。さらにその右側は、その財源内訳でございます。今回繰り越しをいたしました6つの事業における繰越額の合計は13億4,040万5,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（若原敏郎君）**

報告第4号 平成25年度本巢市一般会計繰越明許費繰越計算書については、以上で報告を終わります。

---

**日程第6 報告第5号（上程・説明）**

**○議長（若原敏郎君）**

日程第6、報告第5号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

報告第5号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類として、平成25年度事業報告及び決算並びに平成26年度事業計画及び予算について報告させていただくものでございます。

詳細につきましては企画部長から御説明を申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

報告第5号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、報告第5号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の6ページの次に、経営状況説明書がございます。

まず、決算書の2ページをお開き願います。

初めに、事業報告についてでございます。

1の概況。(1)総括事項でございますが、まず分譲関係につきましては、株式会社ギフ加藤製作所と昨年10月に屋井工業団地の第6区画の2を、ことしの3月には同じく第6区画の1を、また昨年12月には森松工業株式会社と第2区画及び第3区画につきまして、工業用地売買契約の締結をいたしました。2の公有用地関係につきましては、都市計画道路長良糸貫線街路事業に伴いまして、モレラ岐阜北側の土地の一部644.82平米を市に売却をしたものでございます。3の余剰地処分関係につきましては、屋井工業団地地内の外周にございます余剰地2カ所をそれぞれ隣接地権者及び地元自治会に処分をいたしました。4のその他につきましては、屋井工業団地内の除草及び樹木の補植を実施したものでございます。

次の(2)理事会議決事項、それから3ページの(3)役員名簿、(4)行政官庁許認可に関する事項につきましては記載のとおりでございます。

次に、4ページが業務報告となっております。(1)の公有地取得事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地の管理に要したものでございまして、実績事業費は719万9,221円で、土地取得に要しました借入金に対する支払い利息と除草等の管理費でございます。

(2)の土地造成事業の状況につきましては、屋井工業団地の管理に要したものでございまして、実績事業費が980万8,489円で、借入金に対する支払い利息と除草等の管理費でございます。

(3)の造成土地分譲事業の状況につきましては、屋井工業団地の分譲に関するものでございまして、株式会社ギフ加藤製作所に売却をいたしました第6区画の2と、森松工業株式会社に売却の第2区画及び第3区画、それから余剰地の売却に要したものでございまして、面積が全部で6万1,585平米、売却額14億1,117万3,829円でございます。なお、株式会社ギフ加藤製作所に売却をい

たしました第6区画の1に係る手付金につきましては、前受け金として処理をいたしております。

(4)の附帯等事業の状況につきましては、モレラ岐阜北側の土地などの一部を貸し付けをいたしました面積と金額でございます。

次に、5ページの(5)公有用地売却事業につきましては、事業報告の概要でも御説明をいたしましたが、都市計画道路長良糸貫線の街路事業に伴いますモレラ岐阜北側の土地の一部645平米に係る本巢市の買い戻し分812万6,999円でございます。次に3の会計(1)短期借入金及び長期借入金の概況についてでございますが、まずC欄の借入金の返済額につきましては、株式会社ギフ加藤製作所及び森松工業株式会社への工業用地売却収入等によりまして、繰り上げ償還や満期による一括償還を行ったものでございます。また、B欄の本年度借入金につきましては、新たに必要額相当の借り入れを行ったものでございまして、期末残高は12億円ちょうどとなっております。なお、長期借入金の明細につきましては17ページでございますので、また後ほどごらんをいただきたいと思います。

(2)の保有土地の明細につきましては、上段が屋井工業団地の残り2区画分、下段がモレラ岐阜北側の土地のそれぞれの明細となっております。

次に、6ページをごらん願います。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、収入の決算額は14億5,130万1,244円ございまして、主なものとしたしましては、株式会社ギフ加藤製作所及び森松工業株式会社への工業用地の売却収入と、モレラ岐阜北側の土地の賃貸収入及び公有用地の売却収入でございます。また、支出の決算額は13億3,473万925円ございまして、主なものとしたしましては、株式会社ギフ加藤製作所及び森松工業株式会社への売却をいたしました3つの区画及び公有用地の売却に伴います事業原価と屋井工業団地に係る借入金に対する支払い利息でございます。

次に、7ページの(2)資本的収入及び支出についてでございます。

収入の決算額は12億8,520万円ございまして、新たな必要額相当の借入金12億円と、株式会社ギフ加藤製作所からの屋井工業団地第6区画の2の売却に伴います手付金8,520万円を前受け金として収入したものでございます。また、支出の決算額につきましては、26億4,586万6円ございまして、償還期限の到来によります借入金の償還と、屋井工業団地の区画の売却によります借入金の繰り上げ償還が主なものでございます。

次に、8ページをごらん願います。

公社が平成25年度中にどれだけの利益を上げたかを示します損益計算書についてでございます。

8ページの一番下の当期純利益でございますが、屋井工業団地の売却収入、モレラ岐阜北側の土地の賃貸収入及び公有用地の売却収入による事業収益と、受取利息の事業外収益から、屋井工業団地の3つの区画及び公有用地の売却に伴います事業原価、除草等の一般管理費及び借入金の支払い利息を差し引きをいたしました1億1,657万319円が当期純利益となっております。

次に、9ページをごらん願います。

会計年度末に公社がどのような資産を保有し、その資産がどのような財源で賄われているかを対照表示をいたしました貸借対照表でございます。

まず左側の資産の部の流動資産といたしましては、現金預金とモレラ岐阜北側の公有用地及び屋井工業団地の保有地の資産の合計で16億5,019万2,925円でございます。固定資産の資本金500万円を合わせました資産合計は16億5,519万2,925円でございます。なお、基本財産と現金預金の明細につきましては18ページと19ページにそれぞれ記載してございますので、また、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

次に、右側の負債の部につきましては、株式会社ギフ加藤製作所からの屋井工業団地第6区画の2の売却に伴います手付金を前受け金としておりますことによります流動負債8,520万円と、新たに借入れをいたしました長期借入金12億円の合計12億8,520万円でございます。その下の資本の部につきましては、基本財産の500万円と前期繰越準備金2億4,842万2,606円、それから、先ほど損益計算書で御説明をさせていただきました当期純利益の1億1,657万319円を足しました3億6,999万2,925円が資本合計でございます。負債と資本の合計は左側の資産合計と同額の16億5,519万2,925円となっております。

次に、10ページはキャッシュ・フロー計算書、11ページには財産目録、また、12ページ以降は決算附属書類が添付してございます。

また、20ページには監査員の方の意見書を添付をさせていただいております。

しばらく飛びまして、21ページからは平成26年度の事業計画及び予算でございます。

事業計画及び予算ともに、屋井工業団地の残ります第1区画を分譲する見込みで作成をいたしております。

それでは22ページの事業計画でございますが、1の公有地取得事業につきましてはモレラ岐阜北側の公有地の管理に係る事業費でございます。2の公有用地売却事業につきましては、モレラ岐阜北側の公有地の一部を市に売却をする予定のものでございます。3の造成土地の管理につきましては屋井工業団地の管理に係る事業費でございます。借入金の利息及び除草等の管理費が主なものとなっております。4の造成土地の分譲につきましては、屋井工業団地の第1区画の売却収益と、既に売却が完了し手付金を納めていただいております第6区画の1に係る売却収益でございます。5の附帯等事業につきましてはモレラ岐阜北側の公有地の貸し付け収入となっております。

次に、23ページをごらん願います。

平成26年度の公社の予算でございます。第6区画の1を含めまして第1区画の分譲を見込んでおるものでございまして、収益的収入の合計は8億5,735万2,000円、収益的支出の合計は8億2,083万7,000円を計上いたしております。

次に24ページの資本的収入につきましては、今年度借りかえ予定がございませんので、長期借入金を頭出しの1,000円とし、資本的収入の合計が1,000円となっているところでございます。資本的支出につきましては8億3,760万円でございます。主に第1区画と第6区画の1の2つの区画を分譲した場合の収益による借入金の繰り上げ償還を予算計上いたしているところでござい

す。

25ページからは実施計画を、それから、30ページ以降につきましては資金計画や損益計算書、貸借対照表を添付いたしておりますので、またこちらも後ほどごらんをいただきたいと思います。

以上で、土地開発公社の経営状況を説明する書類の補足説明とさせていただきます。

**○議長（若原敏郎君）**

報告第5号 本巢市土地開発公社の経営状況を説明する書類については、以上で報告を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時02分 休憩

---

午前10時21分 再開

**○議長（若原敏郎君）**

再開します。

---

**日程第7 議案第34号から日程第9 議案第36号まで（上程・説明）**

**○議長（若原敏郎君）**

日程第7、議案第34号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてから日程第9、議案第36号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第34号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本巢市税条例の一部を改正する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第35号 中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例についてでございます。

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令第5条に規定する地方税の不均一課税に伴う減収補填措置の適用対象期間が平成26年3月31日をもって終了したことに伴い、この条例を廃止するものでございます。

次に、議案第36号 本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係規定を整理する必要があるため、この条例を定めるものでございます。

以上の詳細につきましては、議案第34号及び第35号につきましては総務部長から、議案第36号につきましては産業建設部長から御説明を申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

議案第34号及び議案第35号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは議案第34号 本巢市税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明させていただきます。

お手数ですが、お手元の議案の概要の1ページをごらん願います。

初めに改正の趣旨でございます。

本年3月31日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、本年10月1日以降に施行される関連規定について今回改正するものでございます。

改正の内容でございますが、まず第1条、本巢市税条例の一部改正の本則の改正でございますが、第23条関係につきましては、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことによりまして、地方税法第294条の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

次に、第33条関係は、地方税法23条の改正に伴いまして条文を整備するものでございます。

34条の4関係は、地方法人税の創設に対応しまして、法人税割の税率が引き下げられたことによる、地方税法第314条の4の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

第48条関係は法人税法において外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことによる地方税法第321条の8の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

第52条関係につきましては、法人税法において外国法人に係る申告納付制度が規定されたことによる地方税法第327条の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

第57条と第59条関係は、地方税法第348条の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

第82条関係は、軽自動車税の税率が引き上げられたことによる地方税法第444条の改正に伴い、条文を整備するものです。

次に、附則の改正でございますが、第4条の2関係は、租税特別措置法の改正による地方税法附則第3条の2の4の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

第16条関係は、初めて車両番号の指定を受けてから14年を経過した三輪以上の軽自動車に対する経年車重課の導入による地方税法附則第30条の新設に伴い、条文を整備するものでございます。

第19条と第19条の2関係につきましては、規定の明確化を図るため、条文を整備するものでございます。

第19条の3関係は、地方税法附則第35条の3の2の改正に伴い、条文を整備するものでございます。

第22条関係、第22条の2関係、第23条関係は、東日本大震災に係る特例については、条例の性格を踏まえまして、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、条例には規定しないこととしまして、削除するものでございます。

第24条関係、第25条関係は前の条を削除したことに伴って、次の条を繰り上げるものでございま

す。

次に、第2条関係の本巢市税条例の一部を改正する条例の一部改正。改正附則の改正でございますが、第1条関係（施行期日）、第2条関係（経過措置）につきましては、規定の明確化を図るため、条文を整備するものでございます。

次に3の適用関係でございますが、附則の第1条の施行期日、第2条に市民税に関する経過措置、第3条に固定資産税に関する経過措置、第4条、第5条及び第6条に軽自動車税に関する経過措置を規定しているものでございます。

以上で税条例の一部を改正する条例の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第35号 中部圏都市開発区域の指定に伴う本巢市固定資産税の不均一課税に関する条例を廃止する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

提案理由にございましたように、地方税の不均一課税に伴う減収補填措置の適用対象期間が本年3月31日をもって終了したことに伴いまして、廃止するものでございます。

この条例は中部圏都市開発区域、本巢市におきましては根尾地域と外山地域を除いた南部の地域が該当しておりますが、そこに工場等を新設または増設した場合、一定の要件を満たせば、固定資産税の税率が3カ年度に限り軽減されるものでございます。この軽減された固定資産税相当分が地方交付税で補填されるという制度でございます。本巢市となつてからはこの制度を適用した事案はなく、また条例を廃止することによって、市の税収に影響することはございません。

以上で補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（若原敏郎君）

議案第36条の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

#### ○産業建設部長（大熊秀敏君）

それでは、本巢市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書で申しますと15、16ページ。議案の概要ですと21ページから29ページとなりますので、ごらんいただきますようお願いをいたします。

本条例は道路法の規定に基づき、市が徴収する占用料並びに延滞金の額及び徴収方法について定めたものでございます。今回の改正は道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第294号）の施行に伴い、道路占用許可対象物件の追加等による規定が整理されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては第2条第3項第1号中「法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第18条に規定するものを除く。）及び」を削り、別表中「祭礼、縁日等」を「祭礼、縁日その他の催し」に、「令第7条第10号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所」を「令第7条第13号に掲げる施設」に、「令第7条第1号」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号」に、「令第7条第2号」を「令第

7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「令第7条第4号」を「令第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に、「令第7条第6号」を「令第7条第9号」に、「同条第7号」を「同条第10号」に、「令第7条第8号」を「令第7条第12号」に改めるものでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

---

#### 日程第10 議案第37号（上程・説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（若原敏郎君）

日程第10、議案第37号 物品売買契約の締結について（情報システム機器）を議題といたします。市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

##### ○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第37号 物品売買契約の締結について（情報システム機器）についてでございます。

情報システム機器につきまして、売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては総務部長から御説明を申し上げます。

##### ○議長（若原敏郎君）

議案第37号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

##### ○総務部長（神谷義幸君）

それでは、議案第37号の補足説明をさせていただきます。

今回の提出案件でございますが、本庁舎及び各庁舎の情報システム機器購入の請負契約を締結することから議決をお願いするものでございます。

現在市で運用しております情報システム機器のうち、グループウェア、メール等のシステム及び庁内LANを制御いたしますネットワーク機器が耐用年数を迎えることから、当該機器の更新を行うものでございます。

それでは続きまして、契約の内容でございますが、落札者は中央電子工学株式会社でございます。5月16日付で仮契約を交わしております。

物品は、情報システム機器。サーバー6台、ネットワーク機器14台、ソフトウェア他一式でございます。

納入場所といたしましては、市役所本庁舎、各分庁舎等でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札で行っておりまして、議案の概要の30ページのほうにございますように、こちらに添付しております入札執行一覧表にございますように、10者の参加のもと実施いたしましたものでございます。

納期につきましては、本年9月30日ということで、契約金額につきまして6,433万5,600円でございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

**○議長（若原敏郎君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第37号 物品売買契約の締結について（情報システム機器）は原案のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第11 議案第38号（上程・説明）**

**○議長（若原敏郎君）**

日程第11、議案第38号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第38号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,586万3,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものとしたしましては、地域密着型特別養護老人ホーム整備事業に係る国からの地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、根尾幼稚園整備に伴う学校教育施設等整備基金繰入金、また消防団員退職報償金に係る雑入の増額などでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、地域密着型特別養護老人ホーム整備事業、また（仮称）根尾幼児園整備事業、また消防団員退職報償金の増額などがございます。

詳細につきましては副市長から御説明を申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

議案第38号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、議案第38号 平成26年度一般会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

予算書のほかに、議案の概要の6月補正予算の概要もあわせて御参照いただけたらと思います。

それでは、予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,586万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154億5,586万3,000円とするものがございます。

続きまして、7ページをお開き願いたいと思います。

歳入の事項別明細書でございます。まず中段の国庫補助金の1目民生費国庫補助金、補正額1億3,688万円につきましては、社会福祉法人が市内に建設される地域密着型特別養護老人ホームに係る補助金でございます。当初予算では、その下にございます県補助金の2目民生費県補助金を予定しておりましたが、国庫補助事業が採択されるということとなったことから、国庫補助金に組み替えを行うものがございます。また、国庫補助事業につきましては補助単価が高いということから、県補助金より4,408万円の増となっております。歳出におきましても、同額の4,408万円を増額補正をさせていただきます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

基金繰入金、3目学校教育施設等整備基金繰入金の補正額9,000万円及び4目財政調整基金繰入金の補正額1,700万円につきましては、根尾幼児園を整備するため基金を取り崩し、繰り入れを行うものがございます。

次に、中段の受託事業収入の3目農林水産業費受託事業収入の補正額172万5,000円につきましては、農業の担い手への農地の集積・集約化を推進し、農地の有効活用や農業経営の効率化を進めることを目的に、各都道府県に設置される農地中間管理機構による新しい農地の貸し借りの仕組みが導入されるということになったため、管理機構からの受託事業として補正をするものがございます。歳出におきましても同額を予算計上するものがございます。

次に、雑入につきましては、17名の消防団員が3月末に退職したことに伴い、退職報償金308万9,000円を消防団員等公務災害補償等共済基金から受け入れを行うものがございます。

次に9ページでございますが、ここからは歳出の事項別明細書でございます。

まず議会費を初めといたしまして、各款の職員給与費につきましては、平成26年4月1日の人事異動に伴います職員の配置転換に基づきまして、給料・職員手当等及び共済費の補正をさせていた

だくものでございます。あわせて共済費につきましては、職員共済組合負担金等の負担率の変更に伴い、所要の補正をさせていただくものでございます。

次に11ページをごらんいただきたいと思います。

社会福祉費の4目老人福祉費、補正額4,408万円につきましては、歳入で御説明をいたしました地域密着型特別養護老人ホームに係る補助金でございます。

このページ一番下の3目保育園費の減額につきましては、本巣保育園、また神海保育園の幼児園化に伴い、人件費を幼稚園費に組み替えたことによる減額でございます。

次に、13ページをお開き願いたいと思います。

下段の農業費の3目農業振興費、補正額172万5,000円につきましては、歳入で御説明させていただきました農地中間管理機構からの受託事業に係る賃金等でございます。

次に、15ページをお開き願いたいと思います。

中段の道路橋りょう費の1目道路橋りょう総務費、補正額279万6,000円につきましては、真桑小学校北側の通学路につきまして、横断歩道を渡る待ち場がないということで整備するための工事費等をお願いするものでございます。

また、その下の3目道路新設改良費の補正額456万円につきましては、県道岐阜関ヶ原線の4車線化に伴う接続市道の土地購入費等をお願いするものでございます。

次に、下段の河川費の2目河川改良費、補正額300万円につきましては、神海地内の排水路整備に伴い計画区域に同一地権者がいるため、当初予算より延長して境界確定測量を行うための増額補正でございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。

上段の消防費の5目災害対策費、補正額309万4,000円につきましては、災害対策基本法の改正や、県の地域防災計画がことし3月25日に改定されたことによりまして、市の地域防災計画を一部修正するための委託料等をお願いするものでございます。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。

下段の幼稚園費の1目幼稚園費管理費、補正額1億4,551万3,000円につきましては、給与費、職員手当等及び共済費の人件費につきましては、保育園費で御説明をいたしました本巣・神海保育園の幼児園化に伴う予算の組み替えによるものでございます。

また、需用費から18ページにかけての公課費までにつきましては、新たに根尾幼児園を整備するための工事請負費、保育及び施設用備品等の購入費、開園準備のための費用の補正をお願いするものでございます。

次に、19ページをごらんいただきたいと思います。

上段の社会教育費の5目文化財保護費、補正額56万9,000円につきましては、桜資料館の映像モニターが故障したということから、買いかえるための補正をお願いするものでございます。

また下段の保健体育費の2目体育施設費119万9,000円の減額につきましては、根尾幼児園整備のための工事に伴い、さわやかセンター高尾の賃金等減額させていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

---

## 日程第12 請願第1号（委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議長（若原敏郎君）

日程第12、請願第1号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願についてを議題といたします。

請願第1号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 黒田芳弘君。

### ○文教福祉委員会委員長（黒田芳弘君）

それでは、請願第1号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願についての審査の経過と結果について御報告をいたします。

初めに、県内市議会における介護保険関連の意見書の採択状況等について議会事務局から報告を受けた後、議論に入りました。

各委員からは要支援者の介護予防給付を市町村の地域支援事業に移行した場合、市町村の財政状況や福祉に対する考え方の違いにより、サービスの内容に格差が生じる恐れがあるのではないか。介護保険制度の改正に反対する意見書ではなく、各市町村の地域支援事業の充実を求める意見書とすべきではないか。介護保険制度が破綻しないようにするための改正をするものであり、やむを得ないのではないか。介護サービスの自己負担割合を1割から2割とすることに反対する内容も含んだ意見書とすべきではないか等の意見がございました。

採決の結果、反対多数で不採択すべきものと決定をいたしました。

以上御報告いたします。

### ○議長（若原敏郎君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

### ○18番（鵜飼静雄君）

審査の経過を聞きましたけれども、最初の説明のときにもいろいろ申し上げましたけれども、今回、要支援者を介護保険から外すということについて、まず一番の問題は、国がもともと介護保険で、老後の介護状態にならないように、あるいはなっても面倒を見ましょうということで始まった介護保険制度そのものの根幹にかかわる問題で、いわば約束違反だというふうに言わざるを得ないと思うんですね。さらにそのことは、そういった要支援の状態にある人たちに対する人権侵害にも当たるのではないかと。

さらに、そのことが市町村に丸投げされる、そのことによって本巢市と北方と瑞穂と岐阜市とそ

れぞれやっぱり違ったやり方を当然されていくわけで、同じ状態であっても受けるサービスに違いが出てくる、そういったことによって、今まで重度化を防ぐための役割を果たしてきた制度を根本からなし崩しにするということについては、そうした人たちとじかに接する市町村として、議会としても市としても、きちんとやっぱり国に対して物を言っていくべきだというふうに思うんですけども、そういったような議論はございませんですか。

○議長（若原敏郎君）

文教福祉委員会委員長 黒田芳弘君。

○文教福祉委員会委員長（黒田芳弘君）

私ども、付託されましたこの議案につきまして、たくさんの資料を用意いたしまして、慎重に審議をしたつもりでございます。まず今回の改正に至った背景についても、こういった資料を取り寄せまして考えてみましたし、また先ほども申し上げましたように、委員会の審議の中でも大変意見が交錯をしました。1つは、今言われたように地域間格差が生じるのでそういったことは避けるべきだという意見が1つ。それからもう1つは、この介護保険制度そのものを将来にわたり維持していくためには、今の背景を考えると、やはりこれも含め総合的にこのものを判断すべきではないかといった意見が交錯しまして、委員会としては採決に至ったわけでありましたが、先ほど御報告したとおり不採択とすることに至ったということでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。

本請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。本請願を原案のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

再度申し上げます。本請願を原案のとおり採決することに……。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

再度申し上げます。本請願を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

賛成少数です。御着席ください。したがって、請願第1号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願については不採択とすることに決定しました。

---

### 日程第13 議員派遣について

○議長（若原敏郎君）

日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定しました。

---

### 散会の宣告

○議長（若原敏郎君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

6月9日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時56分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員